

第3回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和5年8月28日（月曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|---------------------------------|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 3号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 5 | 議案第 8号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 3件 |
| 第 6 | 議案第 9号 現況証明願について | 1件 |
| 第 7 | 議案第10号 農業振興地域整備計画の変更について | 1件 |
| 第 8 | 議案第11号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 8件 |
| 第 9 | 議案第12号 標茶町農業経営基盤強化促進基本構想の変更について | |
| 第10 | 議案第13号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について | |

○出席委員（15名）

1番	平山 正志 君	2番	澁谷 洋 君	3番	大泉 義明 君
4番	小野寺典男 君	5番	佐藤 松喜 君	6番	渡邊 裕義 君
7番	森田 享子 君	8番	舟山 珠代 君	9番	津野 齊 君
10番	甲斐やす子 君	12番	山本 政弘 君	13番	熊谷 英二 君
14番	嶋中 勝 君	15番	遠藤 聡 君	16番	佐藤 徳市 君

○議事参与の制限を受けた委員（0名）

○欠席委員（1名）

11番 笛木 眞一 君

○その他出席者

事務局長 村山 尚 君
振興係長 和田 千春 君
主 任 湊谷 沙紀 君

事務局次長 小幡 裕也 君
農地係長 青島 雅明 君

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 只今から第3回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は15名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

3番・大泉君 4番・小野寺君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第3回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第3号

○会長(佐藤徳市君) 日程第4。報告第3号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

報告第3号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん賃貸借申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 熊谷委員

あっせん委員 平山委員、佐藤松喜委員、笛木委員

報告年月日 令和5年7月27日

借受人、地番、金額等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在、字標茶82-23の内。

現況地目、畑

面積、86,417㎡外9筆、合計面積は309,977㎡

年間賃貸料 576,965円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間 公告の日から令和16年3月31日

続きまして、

土地の所在、字標茶658-1

現況地目、畑

面積、10,066㎡外3筆、合計面積は206,749㎡

年間賃貸料、559,277円

借受人氏名、●●●●さん

賃貸借期間、公告の日から令和16年3月31日

続きまして、

土地の所在、字標茶82-23の内

現況地目、畑

面積、3,598㎡外2筆、合計面積は97,612㎡

年間賃貸料、310,986円

借受人氏名、●●●●さん

賃貸借期間、公告の日から令和16年3月31日

続きまして、

土地の所在 字虹別447-1の内

現況地目、畑

面積、81,926㎡

年間賃貸料、133,862円

借受人氏名、●●●●さん

賃貸借期間、公告の日から令和16年3月31日

続きまして、

土地の所在、字標茶82-23の内

現況地目、畑

面積、82,288㎡外1筆、合計面積88,680㎡

年間賃貸料、256,762円

借受人氏名、●●●●さん

賃貸借期間、公告の日から令和16年3月31日

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります熊谷委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君） 13番・熊谷。

報告第3号、番号1について報告いたします。

あっせん委員の指名がありましたので、現地調査にて賃貸料の算定を行いました。

●●●●さんに承諾を得ましたので、令和5年7月27日に萩野集会所において第2回あっせん委員会を開催し、借り受け希望者を調整し、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●●●●●さん、●●●●●●●●さんに決定しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第3号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第8号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。議案第8号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容3件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号3まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第8号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり 3 件となっております。

番号 1。

賃借人、●●●● ●●●●さん。

賃貸人、●●●● ●●●●さん。

土地の表示、字中オソツベツ 1 - 1 の内

地目、登記簿、原野、現況、畑。

面積、2,647㎡外 2 筆、合計面積は 32,053㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和 2 年 8 月 3 1 日。

契約期間、令和 2 年 8 月 3 1 日から令和 7 年 8 月 3 0 日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和 5 年 6 月 6 日となっております。

なお、番号 2 については、賃貸人、設定内容、契約年月日、契約期間、賃貸借の解約が合意された年月日、土地の引渡し時期、番号 3 については、賃貸人、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日、土地の引渡し時期が番号 1 と同じでありますので、説明を省略いたします。

番号 2。

賃借人、●●●● ●●●●さん。

土地の表示、字中オソツベツ 1 - 1 の内

地目、登記簿、原野、現況、畑。

面積、3,352㎡外 4 筆、合計面積は 59,817㎡。

番号 3。

賃借人、●●●● ●●●●さん。

土地の表示、字ヌマオロ 4 - 9 の内

地目、登記簿、現況ともに畑。

契約年月日、平成 2 7 年 6 月 3 0 日。

契約期間、平成 2 7 年 6 月 3 0 日から令和 7 年 6 月 2 9 日まで。

なお、番号 1 から番号 3 については熊谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1 3 番・熊谷君。

○1 3 番（熊谷英二君） 1 3 番・熊谷です。

議案第 8 号、番号 1 から番号 3 について説明させていただきます。

8 月 1 8 日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さんと、賃借人、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんの賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡し時期から 6 カ月以内に成立しているため、農地法第 1 8 条第 1 項第 2 号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第8号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第9号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。議案第9号、現況証明願について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第9号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

土地の所在、字阿歴内原野北1線176-2

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、原野。

面積、5,079㎡外1筆、合計面積は13,512㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、小野寺委員、津野委員、山本委員、遠藤委員。

調査年月日、令和5年8月16日。

なお、調査結果につきましては、津野委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 9番・津野君。

○9番（津野 斉君） 9番、津野です。

議案第9号、番号1について報告いたします。

令和5年8月16日に小野寺委員、山本委員、遠藤委員と私、事務局より小幡次長と現地調査を
してまいりました。

資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現況は、原野となっており、隣接農地とはっきりと分けられておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、9番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第9号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第10号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第10号、農業振興地域整備計画の変更について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第10号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

区分、除外。

地番、字阿歴内原野北1線176-2

現況地目、原野。

面積、5,079㎡の内5,079㎡。

事業主体、川上郡標茶町川上4丁目、標茶町。

土地選定の理由は、当該地は、計画策定当初は畑として利用されていたことから農用地区域としていたが、現在は利用されておらず、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、津野委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 9番・津野君。

○9番（津野 齊君） 9番・津野です。

議案第10号、番号1について報告いたします。

令和5年8月16日に小野寺委員、山本委員、遠藤委員と私、事務局より小幡次長で現地調査を
してまいりました。

申請地は参考資料の3ページから4ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要性が
生じたため、変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

除外後は土地所有者から植林をしたいと確認をとっております。

土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

現地調査の結果、周辺農用地等への影響も軽微なことからこの除外については、やむを得ないも
のと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、9番・津
野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第10号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第11号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第11号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内
容8件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号3まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第11号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促
進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町

長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり 8 件となっております。

番号 1。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字塘路原野 1 6 3 - 1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、61,657㎡外 1 4 筆、合計面積は416,879㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和 5 年 9 月 1 日。

対価の支払期限、令和 5 年 1 0 月 1 3 日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、13,120,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号 2 から番号 3 につきまして、利用権の設定等受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、所有権移転の時期、土地の引渡時期、支払方法が番号 1 と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号 2。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字塘路 2 8 3 - 1。

地目、登記簿、原野、現況、畑。

面積、163,589㎡。

対価の支払期限、令和 5 年 1 0 月 1 3 日。

価格、6,827,000円。

番号 3。利用権の設定等をする者●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字中オソツベツ 1 - 1。

地目、登記簿、原野、現況、畑。

面積、79,191㎡外 6 筆、合計面積は400,709㎡。

対価の支払期限、令和 5 年 1 0 月 1 3 日。

価格、6,598,000円。

なお、番号 1 から番号 3 はあっせん案件でありますので、あらためての調査は行っておりません。以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号4から番号8まで内容5件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号8まで内容5件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字標茶82-23の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、86,417㎡外9筆、合計面積309,977㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和5年9月1日から令和16年3月31日。

土地の引渡時期、令和5年9月1日。

金額、年間576,965円。

支払い方法は毎年11月末日までに指定口座振込み。

なお、番号5から番号8については、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので、説明を省略いたします。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字標茶658-1。

地目、登記簿、牧場、現況、畑。

面積、10,066㎡外3筆、合計面積は206,749㎡。

金額、年間559,277円。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字標茶82-23の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積3,598㎡外2筆、合計面積97,612㎡。

金額、年間310,986円。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別447-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、81,926㎡。

金額、年間133,862円。

番号8。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字標茶82-23の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、82,288㎡外1筆、合計面積88,680㎡。

金額、年間256,762円。

なお、番号4から番号8につきましては、あっせん案件でありますので、あらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号8まで内容5件については原案可決されました。

以上をもって、議案第11号、内容8件は原案可決されました。

◎議案第12号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第12号、標茶町農業経営基盤強化促進基本構想の変更についてを議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第12号について説明させていただきます。

標茶町農業経営基盤強化促進基本構想の変更について、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき標茶町長より意見を求められた、標茶町農業経営基盤強化促進基本構想（平成6年12月26日策定）の変更について意見を求めるものであります。

標茶町農業経営基盤強化促進基本構想（案）別冊のとおりであります。

なお、詳細につきましては、全体協議会にて説明したとおりでありますので省略させていただきます。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって本件の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案適正との意見とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第12号については原案適正とする意見をつけて標茶町長へ回答する事と致します。

◎議案第13号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第13号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題と致します。

事務局より内容説明致します。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第13号について説明させていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、全国農業委員会会長代表者集会において決議された「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議」の趣旨に則り、綱紀粛正の徹底を図るため、下記のとおり決議することについて議決を求めるものであります。

議決を求める内容は別紙のとおりとなっております。

本議案につきましては、公的機関である農業委員として、その職務遂行にあたり、法令遵守する姿勢を明文化して取り組んでいくことに、申し合わせ決議を行うこととなっております。

決議する内容につきましては、こちら記載している内容のとおりとなっております。

読み上げますので、農業委員の皆様には、決議内容にご賛同いただき、今後の農業委員会活動を行っていくにあたり、申し合わせ内容のご審議を行っていただくものと致します。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施し

て、農業委員会の議事の公平さを確保すること。

2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和5年8月28日。

標茶町農業委員会。

なお、本申し合わせ決議は、毎年総会にて決議し、継続して取り組んでいくものとなります。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第13号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第3回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第3回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前10時32分閉会）